

小黒自治会館使用規定

（目的）

小黒自治会館は小黒自治会員の発展あるいは地域文化の発展、親睦を図る場として大いに利用していただきたい。

（以下小黒自治会館を会館、小黒自治会会員を会員という）

また会館は会員の会費によって運営、維持管理をするものであり、会員の利益あるいは平等を守るために下記の規定を設けることとします。

（使用資格）

会館の使用者は、原則として会員で構成する団体、および会員とします。但し、会館本来の使用目的を妨げない範囲で自治会長が認めたものについてはこの限りではありません。

（使用の範囲）

1. 自治会が主催するすべての集会、活動
2. 自治会に属する団体が主催する集会、活動
3. 会員の福祉、厚生、親睦、文化的向上を目的とした集会、活動
（会員が主催する趣味の集い等）
4. その他営利を目的としないものの集会、活動

（使用方法）

1. 使用者は予め鍵管理者に予約申し込みをして下さい。
（責任者の住所、氏名、電話番号、使用時間帯と目的、参加人員等の項目）
2. 保安上、使用時間は午前9時から午後10時までとします。
3. 使用後は清掃、片づけ、戸締まりを徹底し、電気、ガス、水道は確実に止めたことを確認して下さい。
4. ゴミは分別し自宅へ持ち帰るか、マナーを守り集積場所に出して下さい。たばこ等の火気には十分注意し、一切のゴミを会館内に残さないで下さい。
5. 継続的に使用する団体は、毎年2月末日までに所定の書式で更新手続きをして下さい。
6. 施設、備品等の紛失、破損あるいは汚損した場合には、その実費分を弁償していただきます。

(使用料)

1. 自治会、あるいは自治会に属する団体の自治会内役員のみが使用する集会、活動については無料とします。
2. 会員の個人的使用、趣味の集い、サークル活動あるいは会長が認めた団体の使用については下表の料金を申し受けます。
3. 会館内の備品、水道光熱費は使用料に含まれますが、茶葉あるいは冷蔵庫内のものについては使用できません。（使用者が用意して下さい）テレビ、マイク設備（カラオケ）については娯楽のために使うことはしないで下さい。

料金表

使用時間は 午前の部（9:00－13:00）

午後の部（13:00－18:00）

夜間の部（18:00－22:00） の三部制とします。

予約には使用時間を申し込み、それを厳守して下さい。

使用料

1 階 一部につき 1,000 円也

2 階 一部につき 2,000 円也

(特記)

1. 自治会が緊急の会館使用が生じた場合には、他の予約者よりも優先して使用することもあります。
2. 著しく使用規定に違反をした場合には、即座に使用を中止して頂くことがあります。

平成 14 年 12 月 1 日改正

小黒自治会